

議案第180号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年（2015年）12月17日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（職員の給料月額の特例）

- 2 第2条の規定の適用については、平成28年1月分の給料月額に限り、同条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「716,220円」とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。